

資料 1

令和 6 年 壱岐市議会定例会 9 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 4 2 号関係	
壱岐市行政組織条例新旧対照表	1
議案第 4 3 号関係	
壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表	3
議案第 4 4 号関係	
壱岐市へき地保育所設置条例新旧対照表	1 2
議案第 4 5 号関係	
壱岐市国民健康保険条例新旧対照表	1 3

壱岐市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市議会に関すること。 イ 行政管理に関すること。 ウ <u>地域主権改革に関すること。</u> エ 職員に関すること。 オ 文書に関すること。 カ 防災に関すること。 キ 人権及び同和対策に関すること。 ク 広報及び広聴に関すること。 ケ 交通対策に関すること。 コ 財政に関すること。 サ 入札及び契約に関すること。 シ 財産管理に関すること。 ス 国土調査に関すること。 セ SDGs 未来都市に関すること。 ソ 他の組織との連絡調整に関すること。 タ 市長の特命事項に関すること。 	<p>第1条 (略) (分掌事務)</p> <p>第2条 前条に規定する各組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。なお、多様化する行政への需要に機動的に対応するため、各組織は、市長の統轄のもとに各組織相互の連絡調整を図り、一体として行政機能を発揮するように努めなければならない。</p> <p>(1) 総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市議会に関すること。 イ 行政管理に関すること。 ウ <u>総合計画に関すること。</u> エ 職員に関すること。 オ 文書に関すること。 カ 防災に関すること。 キ 人権及び同和対策に関すること。 ク 広報及び広聴に関すること。 ケ 交通対策に関すること。 コ 財政に関すること。 サ 入札及び契約に関すること。 シ 財産管理に関すること。 ス 国土調査に関すること。 セ SDGs 未来都市に関すること。 ソ 他の組織との連絡調整に関すること。 タ 市長の特命事項に関すること。 	

(2) 企画振興部

ア 市政の総合的な企画及び調整に関すること。

イ 統計に関すること。

ウ 情報管理に関すること。

エ 観光に関すること。

オ 商工業、労働政策及び物産に関すること。

カ 企業誘致に関すること。

キ 彦根市立一支国博物館等の管理運営に関すること。

ク しまづくり事業に関すること。

(3) 市民部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ 社会福祉に関すること。

ウ 市民生活に関すること。

エ 生活保護に関すること。

オ 税に関すること。

(4) 保健環境部

ア 市民の健康に関すること。

イ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 環境衛生に関すること。

オ 廃棄物対策に関すること。

以下 (略)

(2) 企画振興部

ア 市政の総合的な企画及び調整(総合計画を除く。)に関すること。

イ 市民協働に関すること。

ウ エネルギー政策に関すること。

エ 統計に関すること。

オ 情報管理に関すること。

カ 観光に関すること。

キ 商工業、労働政策及び物産に関すること。

ク 企業誘致に関すること。

ケ 彦根市立一支国博物館等の管理運営に関すること。

コ しまづくり事業に関すること。

(3) 市民部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ 社会福祉(高齢者福祉を除く。)に関すること。

ウ 市民生活に関すること。

エ 生活保護に関すること。

オ 税に関すること。

(4) 保健環境部

ア 市民の健康に関すること。

イ 高齢者福祉に関すること。

ウ 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

エ 介護保険に関すること。

オ 環境衛生に関すること。

カ 廃棄物対策に関すること。

以下 (略)

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

現行			改正案			備考																								
第1条から第6条まで (略) 附則 (略) 別表第1 (第4条関係)			第1条から第6条まで (略) 附則 (略) 別表第1 (第4条関係)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td colspan="2">壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>2 市長</td> <td colspan="2">生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td>3 教育委員会</td> <td colspan="2">壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務		1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの		2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの		3 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th colspan="2">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td colspan="2">壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 教育委員会</td> <td colspan="2">壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務		1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの					2 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの		
機関	事務																													
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																													
2 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの																													
3 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの																													
機関	事務																													
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例(平成16年壱岐市条例第106号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの																													
2 教育委員会	壱岐市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(平成27年壱岐市条例第9号)による教育・保育給付に係る事務であって規則で定めるもの																													
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td> <td>壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td>医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28</td> </tr> </tbody> </table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28													
機関	事務	特定個人情報																												
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28																												
機関	事務	特定個人情報																												
1 市長	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28																												

		<p>年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

る事務であって規則	
で定めるもの	
	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金

の支給に関する情報であ
って規則で定めるもの

児童扶養手当法(昭和36
年法律第238号)による
児童扶養手当の支給に関
する情報であって規則で
定めるもの

母子及び父子並びに寡婦
福祉法(昭和39年法律第
129号)による給付金の
支給又は資金の貸付けに
関する情報であって規則
で定めるもの

児童福祉法(昭和22年法
律第164号)による小児
慢性特定疾病医療費、療育
の給付又は障害児入所給
付費の支給に関する情報
であって規則で定めるも
の

特別児童扶養手当等の支
給に関する法律(昭和39
年法律第134号)による
特別児童扶養手当の支給
に関する情報であって規
則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進並びに永住帰

国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であ

<p>って規則で定めるもの</p> <p>職業訓練の実施等による 特定求職者の就職の支援 に関する法律（平成23年 法律第47号）による職業 訓練受講給付金の支給に 関する情報であって規則 で定めるもの</p> <p>国民年金法（昭和34年法 律第141号）又は被用者 年金各法（厚生年金保険法 （昭和29年法律第11 5号）、国家公務員共済組 合法、地方公務員等共済組 合法、私立学校教職員共済 法をいう。）による年金で ある給付の支給又は保険 料の徴収に関する情報で あって規則で定めるもの</p> <p>特定障害者に対する特別 障害給付金の支給に関す る法律（平成16年法律第 166号）による特別障害 給付金の支給に関する情 報であって規則で定める もの</p> <p>地方公務員災害補償法（昭 和42年法律第121号）</p>

による公務上の災害又は
通勤による災害に対する
補償に関する情報であつ
て規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支
給に関する法律による障
害児福祉手当若しくは特
別障害者手当又は国民年
金法等の一部を改正する
法律（昭和60年法律第3
4号）附則第97条第1項
の福祉手当の支給に関す
る情報であつて規則で定
めるもの

年金生活者支援給付金の
支給に関する法律（平成2
4年法律第102号）によ
る年金生活者支援給付金
の支給に関する情報であ
つて規則で定めるもの

難病の患者に対する医療
等に関する法律（平成26
年法律第50号）による特
定医療費の支給に関する
情報であつて規則で定め
るもの

公的給付の支給等の迅速
かつ確実な実施のための

預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第3項第1号から第3号までに掲げる事項に関する情報であって規則で定めるもの

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅及び壱岐市営住宅条例（平成16年壱岐市条例第207号）による市営住

宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

以下（略）

以下（略）

壱岐市へき地保育所設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																								
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="190 421 1003 804"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壱岐市立柳田保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立志原保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大島526番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所長島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長島45番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所原島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町原島487番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置	壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1	壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2	壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2	壱岐市立三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地	壱岐市立三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 へき地保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1093 421 1906 804"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所</td> <td>壱岐市郷ノ浦町大島526番地2</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所長島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町長島45番地</td> </tr> <tr> <td>壱岐市立三島保育所原島分園</td> <td>壱岐市郷ノ浦町原島487番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	位置					壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2	壱岐市立三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地	壱岐市立三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2	
名称	位置																									
壱岐市立柳田保育所	壱岐市郷ノ浦町柳田触201番地1																									
壱岐市立志原保育所	壱岐市郷ノ浦町大原触90番地2																									
壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2																									
壱岐市立三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地																									
壱岐市立三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2																									
名称	位置																									
壱岐市立三島保育所	壱岐市郷ノ浦町大島526番地2																									
壱岐市立三島保育所長島分園	壱岐市郷ノ浦町長島45番地																									
壱岐市立三島保育所原島分園	壱岐市郷ノ浦町原島487番地2																									

壱岐市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第3条 (略) (被保険者としないもの)</p> <p>第4条 次の各号に掲げるものは、被保険者としない。 (1) (略) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている<u>児童のうち民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</u> (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2 (4) <u>70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以降である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する者に限る。)</u>について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上であるとき 10分の3</p>	<p>第1条～第3条 (略) (被保険者としないもの)</p> <p>第4条 次の各号に掲げるものは、被保険者としない。 (1) (略) (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている<u>児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないもの</u> (一部負担金)</p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2 (4) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3</p>	

第6条～第8条 (略)

第9条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進等のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第10条～第12条 (略)

第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

以下 (略)

第6条～第8条 (略)

第9条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進等のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第10条～第12条 (略)

第13条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

以下 (略)

令和6年度9月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 9月補正予算の主要事業	2~9
3. 繰越明許費	10
4. 基金の状況（見込み）	11
5. 参考資料	12~16



高崎市

令和6年度岐阜市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		24,767,915	179,827	24,947,742	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,429,574	3,429,574	
		診療施設勘定	49,975	49,975	
		計	3,479,549	3,479,549	
	後期高齢者医療事業特別会計		449,987		449,987
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,717,514	39,535	3,757,049
		介護サービス事業勘定	34,632	1,035	35,667
		計	3,752,146	40,570	3,792,716
	三島航路事業特別会計		126,326	4,587	130,913
	農業機械銀行特別会計		147,007		147,007
	合 計		7,955,015	45,157	8,000,172
一般会計、特別会計の合計		32,722,930	224,984	32,947,914	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内 訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	796,519		796,519
	収益的支出	880,948		880,948
	資本的收入	243,764		243,764
	資本的支出	467,244		467,244
下水道事業会計	収益的收入	406,758		406,758
	収益的支出	405,714		405,714
	資本的收入	121,951		121,951
	資本的支出	186,311		186,311

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
1 議会費 1 議会費 1 議会費	議会運営費	125,331	900	126,231	0	0	0	0	900	●事業の背景・目的等 議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として政務活動費を交付することにより、議員の政策形成能力の向上および議会の審議機能強化を図る。 ●事業内容 政務活動費補助金 月額10千円×15人×6ヶ月(10月～3月)＝900千円	議会事務局 P18～19
2 総務費 1 総務管理費 4 会計管理費	会計管理費	12,591	3,097	15,688	0	0	0	0	3,097	●事業の背景・目的等 全国的な公金取扱手数料有料化を背景に、県内自治体における指定金融機関の制度見直しにより、令和6年10月から公金の振込手数料が有料化されることとなるため当該経費を追加する。 ●事業内容 公金振込手数料 ①23,000件×50円(他店宛)＝1,150千円 ②40,000件×112円(他行宛)＝4,480千円 ①+② 5,630千円×1.1×1/2(半期分)＝3,097千円	会計課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	交通対策費	205,354	49,125	254,479	0	0	0	0	49,125	●事業の背景・目的等 ジェットフォイルの更新においては、建造費の高騰等により航路事業者単独での更新は困難な状況にあるため、国、県、市が一体となって更新にかかる建造費の一部を支援することにより、現在の運航体制を確保し、航路の安定化を図る。 ●事業内容 <ジェットフォイル更新支援事業費補助金> ○補助対象事業者：九州郵船(株) ○補助対象事業費：7,860,000千円 ○負担割合：国1/4、県1/8、対馬市1/16、壱岐市1/16、実施主体1/2 ○市補助総額(R6～R10)：491,125千円 →R6年度補助額：49,125千円(491,125千円×10%) ※年度別割合(R6:10%, R7:15%, R8:30%, R9:25%, R10:20%)	総務課 P20～21 (再掲) P12参照
	ウルトラマラソン運営事業	13,396	5,110	18,506	0	0	0	5,000	110	●事業の背景・目的等 壱岐ウルトラマラソン交流人口拡大事業に対して寄付された企業版ふるさと納税を財源に「神々の島 壱岐ウルトラマラソン2024」の事業費等を増額し、大会の充実を図り交流人口の増大につなげる。 ●事業内容 ①ウルトラマラソン運営費補助金(増額) ・運営費(前夜祭経費、投光器購入)1,400千円 ・制作費(スタートアーチゲートほか広報物等)1,000千円 ・借上料(シャトルバスほか燃油高騰分)1,500千円 ②企業版ふるさと納税基金積立金 1,210千円	観光課 P20～21

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	空家等対策費	503	275	778	0	0	0	0	275	●事業の背景・目的等 周辺環境に危害を及ぼす恐れがある管理不全な空き家の所有者（相続人）に対して、助言・指導を行い、危険家屋の解消に努める。 ●事業内容 所有者（相続人）に対する助言・指導にあたり、所有者が死亡している場合は法定相続人を特定する必要があり、法定相続人の特定には専門的知識が必要となるため、相続人調査について外部委託し、業務の適切な管理及び危険家屋の解消に努める。 ○業務委託 275千円	危機管理課 P20～21
	外部人材活用推進事業	21,839	2,000	23,839	0	0	0	0	2,000	●事業の背景・目的等 行政への外部専門人材の登用により、地域課題解決に資する施策の開発と実行および政策の磨き上げなど、複雑多様化する行政課題に対応していく。 ●事業内容 ①地域活性化起業人（副業型） 1,000千円（特別交付税措置：100%） →民間企業等の専門的なノウハウや知見を活かしながら地域の課題解決及び活性化のため取り組みを実施（まちづくり協議会に対するアドバイザーとしての取り組み） ②地域おこし協力隊起業支援補助 1,000千円（特別交付税措置：100%） →地域おこし協力隊の定住に向けたサポートとして、隊員の起業に要する経費を支援。	S D G s 未来課 P20～21 (再掲) P13～14参照
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	電算業務費	95,990	3,876	99,866	3,876	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 マイナンバー制度の情報連携の中核を担う中間サーバーについて、最新技術を盛り込んだ第3次システムへの更新にあたり、当該開発費相当額を負担する。 ●事業内容 地方公共団体情報システム機構負担金 ・システム開発費相当（香枝市割当額） 3,876千円	情報管理課 P20～21
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	障害者自立支援医療事業	35,080	19,460	54,540	9,730	4,865	0	0	4,865	●事業の背景・目的等 障害者の医療費負担軽減により、医療機関未受診や不受診の減少、身体機能の改善及び障害の重症化の防止が図られ、安定した日常生活の継続が保たれる。 ●事業内容 障害者総合支援法に伴う、自立支援医療（更生医療・育成医療）及び療養介護医療に対して給付を行う。 令和6年6月から市内の自立支援医療（更生医療）指定医療機関が1か所追加になったことにより受給者数の大幅な増加が見込まれるため給付費を増額する。 ・自立支援医療費 19,460千円	市民福祉課 P26～27

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	乳幼児・母子・寡婦 福祉医療費	56,654	968	57,622	0	0	0	0	968	●事業の背景・目的等 医療費の一部を助成することにより、子育て環境の整備を図り福祉の増進に努める。 ●事業内容 小中学生の福祉医療は償還払いによる助成となっているが、現物給付での対応に向けて、システム改修費用を計上する。 ・システム改修費用一式	いきいろう子ども 未来課 P30～31
	放課後児童クラブ等 育成支援事業	52,378	2,000	54,378	666	666	0	0	668	●事業の背景・目的等 放課後児童健全育成事業を実施する事業所等が放課後子ども環境整備事業を行うことに対して補助金を交付することにより、利用者が安心して生活できる環境を整備する。 ●事業内容 設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入に対する支援。 <放課後児童クラブ環境改善事業補助金> ○補助対象：市内6事業所のうち取組要望があった2事業所 ○補助対象事業費：1事業所当たり1,000千円 ○負担割合：国1/3、県1/3、市1/3	いきいろう子ども 未来課 P30～31
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	児童手当給付費	399,726	682	400,408	682	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 令和6年10月からの児童手当制度改正に伴い、システムを改修し円滑な給付を図る。 ●事業内容 当該システムは、長崎県市町村行政振興協議会が他県と協力して実施している共同電算化事業により運用しており、システム改修費に係る構成団体負担額が提示されたため、今回関連費用を追加計上する。 ・システム改修負担金 682千円	いきいろう子ども 未来課 P30～31
3 民生費 3 生活保護費 1 生活保護総務費	生活保護総務費	11,716	363	12,079	181	0	0	0	182	●事業の背景・目的等 進学準備給付金の改正への対応および就労自立給付金のインセンティブ強化を図り、生活保護制度の適正な運用を行うとともに、自立に向けた支援を実施する。 ●事業内容 生活保護基幹システム改修 ・進学準備給付金の改正への対応 ・就労自立給付金のインセンティブ強化への対応	保護課 P32～33

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 2 清掃費 3 し尿処理費	勝本自給肥料供給センター費	65,001	4,117	69,118	0	0	0	0	0	4,117	<p>●事業の背景・目的等 し尿、浄化槽汚泥及び畜畜尿の適正な処理により、環境の保全と地力の増進を図る。</p> <p>●事業内容 勝本町自給肥料供給センターの生ごみ前処理施設高力率コンバーター盤の故障により、生ごみ破砕機が稼働できない状態で施設運営に支障が生じているため取替修繕を実施する。</p> <p>・生ごみ前処理施設コンバーター取替修繕一式</p>	環境衛生課 P34～35
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	園芸ブランド力強化対策事業	475	6,237	6,712	0	0	0	0	0	6,237	<p>●事業の背景・目的等 園芸作物振興のためJA主導型園芸団地整備構想に伴うアパートハウス建設に対する支援を実施し、新規就農や農業経営拡大時の設備取得費の負担を軽減することで、農業参入における新しい形づくり(新たな参入形態)を構築し、担い手の確保を図る。</p> <p>●事業内容 沓崎市農協が整備するアパートハウス建設費用のうち、国庫補助対象外(単独事業)となる建込費用(建設工事)に対する支援。</p> <p>○事業主体 : 沓崎市農業協同組合</p> <p>○対象事業費 : 12,474千円(国庫補助対象外事業費) ※建設費総額 109,770千円 ・補助対象事業費 87,887千円 ・補助対象外(単独) 12,474千円</p> <p>○市事業費 : 6,237千円(12,474千円×1/2)</p>	農林課 P38～39 (再掲) P15参照
	農業経営安定化支援事業	929	521	1,450	0	0	0	0	0	521	<p>●事業の背景・目的等 次代の担い手の確保・育成、農山村地域活性化と生産環境整備を図るため、JA沓崎市の振興作物であるアスパラガスを推進し、沓崎市農業の生産基盤強化につなげる。</p> <p>●事業内容 <農業経営安定化支援事業補助金> 事業実施面積の増加及び資材価格高騰等による事業費の追加</p> <p>○補助対象 : 沓岐アスパラ産地パワーアップ第7組合 ○補助対象事業費 : 14,500千円 ○負担割合 : 県1/2、市1/10 ※県補助金は地域担い手育成協議会を通じて事業主体へ交付 ○市事業費 : 1,450千円(14,500千円×1/10) →現計予算(929千円)との差額(521千円)を追加計上</p>	農林課 P38～39

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農業デジタル化促進事業	0	558	558	0	428	0	0	130	<p>●事業の背景・目的等 デジタル化技術導入によりデジタル化と働き方改革を進め、多様な人材が定着・活躍できる快適で儲かる農業の実現を図る。</p> <p>●事業内容 <ながさき農業デジタル化促進事業> ○補助対象：集落営農法人(1件)、農業者組合(1件) ○補助対象事業費：1,286千円(田植機用 自動操舵システム 1台×2件) ○負担割合：県1/3、市1/10 ○市事業費：558千円(1,286千円×1/3、1,286千円×1/10)</p>	農林課 P38～39
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産費	畜産振興総務費	50,471	3,471	53,942	0	0	0	0	3,471	<p>●事業の背景・目的等 将来、長崎県内で活躍しようとしている獣医師を専攻する学生に対し、県修学資金を貸与することにより獣医師の育成と確保を図る。 当該修学資金貸与事業に係る県負担分については、資格取得後に採用された市町及び農業共済組合でその1/2を負担する。</p> <p>●事業内容 長崎県獣医師確保修学資金貸与事業により修学資金の貸与を受けた修学生が香城市採用となったことから、貸与事業に関する県・市町の協定に基づき、修学資金に係る県負担額の1/2を負担する。</p> <p>○修学資金貸与額 13,884千円(国1/2、県1/2) →県負担額 6,942千円(13,884千円×1/2) →協定に基づく市負担額 3,471千円(6,942千円×1/2)</p>	農林課 P38～39
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	農村整備費	61,309	1,000	62,309	0	0	0	0	1,000	<p>●事業の背景・目的等 土地改良施設(水路等)について、事業完了後の維持管理は地元団体および土地改良区が行っており、香城市所管の農道・水路等の維持管理については地元で行われているが、通常時の範囲を超えた部分については市で補修・改修を行い持続可能な農業基盤を維持する。</p> <p>●事業内容 ため池、農道、耕作道等の施設修繕費用一式</p>	農林課 P38～39
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	香岐栽培センター管理費	64,188	1,357	65,545	0	0	0	1,357	0	<p>●事業の背景・目的等 香岐地域の栽培漁業を推進し、水産資源の管理意識の向上と生産の振興および沿岸漁家の経営安定を図る。 放流稚苗(アワビ・カサゴ・アカウニ)等を生産し、磯根資源の維持に貢献する。</p> <p>●事業内容 施設の温水ヒーター加圧給水ポンプのモーター異常により、施設運営に支障が生じているため、取替修繕を実施する。</p> <p>・温水ヒーター加圧給水ポンプ取替修繕一式</p>	水産課 P40～41

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	観光振興費	58,736	500	59,236	0	0	0	0	500	●事業の背景・目的等 国内観光客やインバウンドが急速に回復する状況において、旅行者の多くが、羽田・成田空港や関西国際空港を利用し、東日本を訪問しているという状況を踏まえ、高付加価値旅行者や欧米圏旅行者をターゲットに位置づけ、西日本・九州が一体となって観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、国内外の観光客誘客促進につなげる。 ●事業内容 上記背景により発足した「西のゴールデンルートアライアンス（大阪から西の官民組織）」に加盟し、広域連携によるスケールメリットを活かしながら、より効果的な情報発信・プロモーションを行う。また今年度実施している山陽新幹線沿線誘客促進事業とあわせて実施することで、より誘客効果の増大が図られる。 ○事業費：西のゴールデンルート実行委員会負担金 500千円 ○事業内容：①販促ツール（webサイト・チラシ等）の制作 ②万博共同出版	観光課 P40～41 (再掲) P16参照
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持費	192,966	2,300	195,266	0	0	0	0	2,300	●事業の背景・目的等 市道の定期的な維持管理を行うことにより、地域並びに一般交通の安全確保を図るとともに、異常気象による周辺地域への災害防止に努める。 ●事業内容 市道維持補修工事 ガードレール・ガードパイプ設置工事	建設課 P42～43
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	安全・安心な住環境づくり支援事業	25,400	500	25,900	250	0	0	0	250	●事業の背景・目的等 建築物の防災対策及び良質な住宅ストックの成形を図り、安全・安心な住環境づくりを推進するため、危険家屋の除却費用に対し支援する。 ●事業内容 事業実施件数の増加により、関連費用を追加計上する。 当初件数（予定）4件 → 実施件数（見込）5件 <老朽危険家屋除却支援事業> ○補助対象事業費 1,000千円（1件） ○負担割合 国1/4、市1/4、申請者1/2 ○事業費 500千円（1,000千円×2/4）	建設課 P42～43

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	165,823	26,587	192,410	0	0	0	0	26,587	●事業の背景・目的等 公的賃貸住宅家賃低廉化事業により公営住宅家賃の低廉化を図り、安全安心な住環境を整備し居住の安定化を図る。 公的賃貸住宅家賃低廉化事業(社会資本整備総合交付金)に係る会計検査院実地検査において、補助対象事業費算定の控除額誤りが確認されたため、該当する国庫支出金を返還する。 ●事業内容 会計検査院実地検査において確認された過年度交付金の返還。 ○対象事業 公的賃貸住宅家賃低廉化事業(社会資本整備総合交付金) ○対象年度 平成30年度～令和3年度(4ヶ年分) ○交付金交付額 45,098千円(対象事業費 100,220千円) ○交付金返還額 26,587千円(対象事業費 59,081千円)	建設課 P42～43
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	91,937	245	92,182	0	0	0	182	63	●事業の背景・目的等 地域防災のリーダーである消防団の装備拡充を図るため、消防団員安全装備品整備事業を活用し、団員用レインコートを年次的に整備する。 ●事業内容 団員用レインコート一式(消防団員安全装備品整備等助成金)	消防本部 P44～45
	消防操法大会事業費	6,551	8,904	15,455	0	0	0	3,000	5,904	●事業の背景・目的等 消防用機械器具の取り扱い及び操作の基本技術を習得し火災防御に万全を期することで、市民の生命・財産を守るとともに安心安全なまちづくりに寄与する。 ●事業内容 8月に開催された第38回長崎県消防ポンプ操法大会において、壱岐市代表として出場した芦辺地区第1分団がポンプ車操法の部において見事優勝し、全国大会出場が決定したことから全国大会に係る出場旅費及び関連費用を計上。 <第30回全国消防操法大会> ○開催予定日 令和6年10月12日(土) ○開催地 宮城県宮城郡利府町(宮城県総合運動公園グランディ・21) ○出場チーム 壱岐市消防団芦辺地区第1分団(ポンプ車操法の部)	消防本部 P44～45
9 教育費 2 小学校費 2 教育振興費	小学校教育振興費	57,115	300	57,415	0	300	0	0	0	●事業の背景・目的等 コミュニティ・スクールの機能を活用し、地域や民間などとの連携・協働により教員の多岐にわたる業務を軽減させ、子どもと向き合う時間を確保する働き方改革について研究を進めることで、働き方改革の推進及びコミュニティ・スクールの更なる推進を図る。 ●事業内容 コミュニティ・スクールによる働き方改革事業 ○研究指定校：那賀小学校(県内指定校：全3校) ○研究指定期間：令和6～7年度 ○主な研究計画：働き方改革をコミュニティ・スクールが中心となって担う仕組みを作る。	教育総務課 P46～47

令和6年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 3 中学校費 2 教育振興費	中学校教育振興費	34,827	2,958	37,785	0	0	0	0	2,958	<p>●事業の背景・目的等 令和6年度長崎県中学校総合体育大会におけるバス代・宿泊代等の物価高騰による増加、および本校市選手団の活躍に伴う上位大会出場にかかる費用を補助し、スポーツ活動を通じた生徒の健全な育成を図る。</p> <p>●事業内容 ①上位大会（九州・全国大会）出場に係る費用に対する補助。 ＜九州大会＞ ①相模（個人）郷ノ浦中 ②陸上（郷ノ浦中） ＜全国大会＞ ①相模（郷ノ浦中） ②バス代・宿泊代の物価高騰等による増額。</p>	教育総務課 P46～47
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	松永記念館管理費	10,503	1,000	11,503	0	0	0	1,000	0	<p>●事業の背景・目的等 松永記念館に対する指定寄付金の採納に伴う補正 →松永記念館に対する指定寄付金の採納（1,000千円）</p> <p>●事業内容 指定寄付金の全額を松永記念館維持管理基金へ積み立て、将来的な施設整備等の財源として活用する。</p> <p>○指定寄付金（歳入）1,000千円 ○松永記念館維持管理基金積立金（歳出）1,000千円</p>	社会教育課 P48～49

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
4 衛生費	2 清掃費	勝本自給肥料供給センター バキューム車購入	19,437	R8.3.31	昨今の社会情勢による納車の遅れに加え、特殊車両となることから架装生産に想定以上の期間を要することとなったため。
7 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	61,600	R7.8.31	資機材の搬入路について、当初想定した区間の利用が安全性の理由からから利用が難しくなり、これによる現場調整に不測の日数を要したため。
合 計			81,037		

基 金 の 状 況

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度		令和5年度末 現在高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,958,046	270,031	385,000	1,843,077	50	480,000	1,363,127	
減債基金	1,515,576	51,159	200,000	1,366,735	2,270	200,000	1,169,005	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,869	0	0	25,869	1	0	25,870
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	186,560	500,410
	老人ホーム事業施設整備基金	166,845	3	0	166,848	4	0	166,852
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	100,145	2	31,686	68,461	3	48,632	19,832
	沿岸漁業振興基金	54,832	18,148	14,646	58,334	18,149	18,146	58,337
	教育振興基金	7,005	0	300	6,705	2	300	6,407
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	1,000	0	8,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	0	0	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	130,000	2,043,400	0	700,000	1,343,400
	ふるさと応援基金	830,424	877,655	612,200	1,095,879	1,000,020	854,990	1,240,909
	過疎地域持続的発展特別事業基金	806,007	141,516	99,600	847,923	20	245,000	602,943
	本庁舎建設基金積立金	250,043	5	0	250,048	10	0	250,058
	学校施設整備基金積立金	350,131	7	0	350,138	10	0	350,148
	彦岐市森林環境譲与税基金	16,194	7,385	3,454	20,125	9,065	6,790	22,400
	企業版ふるさと納税基金	2,200	13,350	2,200	13,350	1,330	13,350	1,330
小 計	6,524,888	1,058,071	894,086	6,688,873	1,029,615	2,073,768	5,644,720	
計	9,998,510	1,379,261	1,479,086	9,898,685	1,031,935	2,753,768	8,176,852	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	55,723	2	36,000	19,725	2	1	19,726
	介護給付費準備基金	101,120	10,001	0	111,121	3	1	111,123
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	26,454	6,500	33,000	1	17,453	15,548
計	169,889	36,457	42,500	163,846	6	17,455	146,397	
合 計	10,168,399	1,415,718	1,521,586	10,062,531	1,031,941	2,771,223	8,323,249	

○定額運用基金

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度		令和5年度末 現在高	令和6年度(見込み)		令和6年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	165	165	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	62,566	13,466	13,466	62,566	0	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	7,848	7,848	2,000	0	0	2,000
合 計	84,566	21,479	21,479	84,566	0	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	10,252,965	1,437,197	1,543,065	10,147,097	1,031,941	2,771,223	8,407,815
-----------------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------

ジェットfoil更新支援事業

事業概要・目的

九州郵船が運航するジェットfoilは、本市の市民生活と振興発展に重要な役割を果たしているが、建造から30年以上経過し、老朽化が進み、更新が課題となっている。しかし、建造費の高騰等により航路事業者単独での更新は困難な状況にあるため、国、県、市が一体となって、更新にかかる建造費の一部を支援することにより、現在のジェットfoil運航体制を維持・確保し、航路の安定化を図る。

事業内容

- 航路事業者：九州郵船株式会社
- 船価（税抜）：7,860百万円
- 建造期間：建造契約より概ね4年程度
（令和6年度下半期～令和10年度上半期）
- 建造費負担割合
国1/4 県1/8
市1/8（**壱岐市1/16**，対馬市1/16）
事業者1/2

支援スキーム

○建造費負担割合

船価（100%） 78.6億円			
国補助 (25%) 19.65億円	県補助 (12.5%) 9.825億円	市補助 (12.5%) 9.825億円	事業者負担 (50%) 39.30億円

○年度別補助額内訳想定

（単位：千円）

	R6	R7	R8	R9	R10	合計
進捗	契約	加工開始	起工	進水	引渡	-
事業費	786,000	1,179,000	2,358,000	1,965,000	1,572,000	7,860,000
（支払割合）	10.0%	15.0%	30.0%	25.0%	20.0%	100.0%
壱岐市補助額	49,125	73,688	147,375	122,813	98,250	491,250

※債務負担行為

令和7年度～令和10年度、補助額総計の491,250千円から6年度補正額を差し引いた額を登録（債務負担行為額：442,125千円）

令和6年度9月補正予算：地域活性化起業人制度（副業型）

組織運営アドバイザーとして企業人材を登用し、まちづくり協議会の支援を強化

まちづくり協議会の課題感

- 役員や事務局に業務が集中し、マンパワー不足。
- 地域の人を巻き込み、活動の幅を広げたいが、なかなかうまくいかない。
- 参加者の固定化、活動のマンネリ化でモチベーションが下がってきてしまう。など

まちづくり計画（5年）の更新に合わせて 支援を強化

支援策

- ① まちづくり協議会における「対話」の場を創出する。
- ② そのために、集落支援員、地区担当職員が対話の作法や、ファシリテーション技術（中立的な立場で、様々な意見をまとめ、より良い結論に導く技術）を習得する。
- ③ 「対話」を実践することで、計画を磨き上げつつ、参加者のやる気・行動を引き出し、プロジェクトリーダーを発掘する。
- ④ 動き出したプロジェクトを支援する。

組織運営アドバイザーとして、企業人材を登用し、
研修会や各まちづくり協議会での対話会のサポートを実施

予算額：1,000千円（特別交付税措置：100%）

登用開始予定：R6.11月～

勤務条件：月4日以上、20時間以上で、月1日以上来島
テレワーク可

事例①：集落支援員、地区担当職員研修会の様子

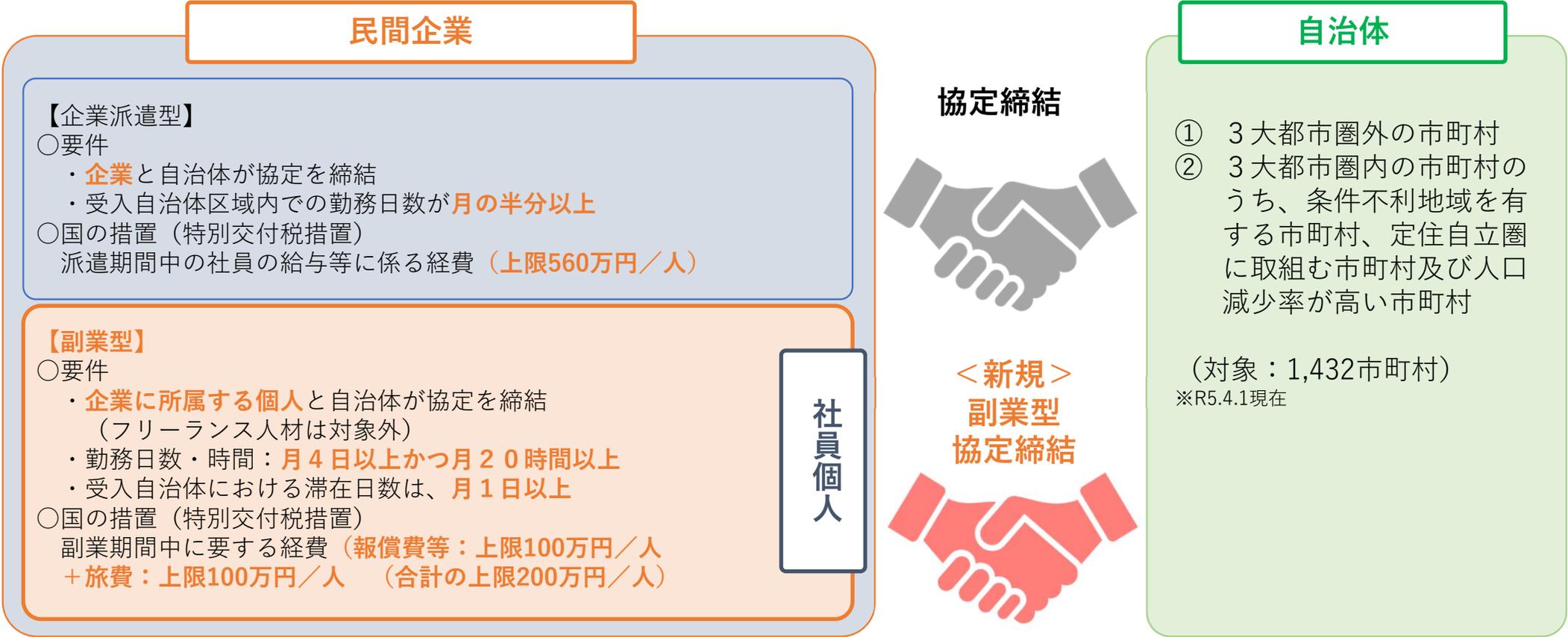


事例②：志原まちづくり協議会「対話会」の様子



令和6年度から地域活性化起業人制度（副業型）が新設されました。

近年、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加しており、企業からの派遣だけではなく、個人の副業の方式も令和6年度から対象となりました。



園芸ブランド力強化対策事業

予算額 6,237千円

アパートハウスを活用したメロンの産地拡大と新たな生産者の参入促進を目指す取組

事業概要・目的

農業において、「産地強化、担い手の確保・育成、地域活性化」に係る対策が求められているが、特に、UIJターン等の新規参入者にとって設備投資、開業資金等初期費用のハードルが高く、担い手の確保が難しい状況である。

今回の「アパートハウス整備事業」は、JA壱岐市が園芸用ハウス（賃貸住宅）を整備し、入植希望者へ貸し出すこと（賃貸借契約）で、利用期間に応じた賃料（家賃）だけで負担が済むため、0円から始める農業経営、「通い農業」という新たな枠組みにより、就農及び参入を加速化する県内初のモデル事業であり、市も連携し事業推進（支援）することで、産地強化、担い手確保、産地活性化を図るものである。

事業内容

<産地生産基盤パワーアップ事業（国費）>

事業実施主体：壱岐市農業協同組合

総事業費：109,770千円

補助対象事業費：87,887千円

国費（補助率：1/2）：43,943千円

市一般会計予算を通らず事業主体へ補助

県費：なし、市費：義務負担なし

<園芸ブランド力強化対策事業>

総事業費の内、補助対象外事業であるハウス建設費に補助

ハウス建設費：12,474千円（税抜き）

市費（補助率：1/2）：6,237千円

事業実施主体負担額：59,590千円

10月業者選定・入札

11月着工

1月完成

（春メロン）

2月播種・定植

6月収穫

（秋メロン）

8月播種・定植

11月収穫



整備事業の概要

- ①6.3aの園芸用ハウス×9棟
- ②附帯設備一式（電気工事・水源工事他）
- ③共用施設の整備（管理棟・休憩室・作業場・倉庫・機械装置他）
（詳細）HK連棟補強型ハウス A=56.7a：1区画（6.3a）×9区画
仕様：間口（6M）×長さ（35M）×3連棟・谷自動換気・液肥混入器・換気扇・循環扇
- その他 ①環境モニタリング機器（ハウスアーモ：温度・湿度・土壌水分他）
- ②共通管理棟・休憩室・仮設（簡易）トイレ
- ③栽培管理用小型農機具



事業効果

<産地強化・拡大>

壱岐産メロンは、特産品として、宅配を中心に販売しているが、需要に対して生産量が不足しており、新規開拓ができない。整備後は、

JAメロン販売高 R5:2.5ha 34,178千円 → R7:3.2ha 43,371千円

将来的に、5ha 70,000千円

<担い手の確保・育成>

新規就農者（UIJ）のほか、規模拡大や他品目からの参入も想定されるが、同一品目の団地化により、生産者同士の情報交換や技術研鑽が可能となり、担い手の育成が図られる。

6.3aの園芸用ハウス×9棟の整備→最大9名の入植者が確保できる。

生産者数 R5:30人 → R7:35人

<地域活性化>

今回は、郷ノ浦町志原地区（大原）に整備するが、新しい農業経営の形づくりを目的としており、産地強化、担い手育成に加え、新規参入の呼び込み強化により、地域の活性化が図られる。

また、新たな産地振興モデルとして、島内他地区にも水平展開により、産地基盤の拡大が図られる。

令和6年度 西のゴールデンルート実行委員会負担金

負担金500千円

事業概要・目的

- ・2025年の大阪・関西万博を見据え、連携して国内以外の観光客の誘致を図るため大阪から西の官民組織「西のゴールデンルートアライアンス」が発足。国内外の観光客を呼び込む情報発信やプロモーション・旅行商品の企画に協力して取り組む。本市がこの「西のゴールデンルートアライアンス」に加盟することで、広域連携によるスケールメリットを活かしながら、市単独で観光PRを行うよりも、より効果的な情報発信・プロモーションが行われることが期待される。また今年度実施している山陽新幹線沿線誘客促進事業とあわせて実施することで、より誘客効果の増大が図られる。
- ・アライアンス役員（18自治体）神戸市・姫路市・鳥取県・岡山県・岡山市・広島県・下関市・高松市・松山市・北九州市・福岡市・武雄市・長崎市・熊本市・別府市・由布市・宮崎市・鹿児島市



新たなJAPANを開拓せよ。

現状・課題

- ・国内観光客や世界的にインバウンドが急速に回復する状況において、旅行者の多くが、羽田・成田空港や関西国際空港を利用し、東日本を訪問しているという状況をふまえ、高付加価値旅行者や欧米豪旅行者をターゲットに位置づけ、西日本・九州が一体となって観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、国内外の観光客誘客促進につなげる。

事業内容

▶販促ツール（webサイト・チラシ等）の制作

- ・外国での知名度不足の克服に向け、海外向けのウェブサイト構築や海外メディアなどを活用した広報（英語）を行うほか、周遊型の広域観光のルートの開発

▶万博共同出展

- ・5年に1度、世界で1カ所だけで開催される国際博覧会である『2025年日本国際博覧会』（略称：大阪・関西万博）が、2025年4月13日から184日間の会期で開催される。大阪・関西万博の想定来場者数は2,820万人、うち訪日外国人350万人、約2兆円の経済波及効果が見込まれている。大阪・関西万博も誘客コンテンツの一つとして、『西日本・九州ゴールデンルートアライアンス』の自治体と共に出展し観光PR活動・誘客促進を図る。

期待できる効果

・吉岐島の誘客促進

吉岐島の魅力・認知度が向上する。広域連携による周遊ルートの情報発信により、さらなる誘客が促進される。

・観光客の増加／新たな層の誘客

高付加価値旅行者や東アジアに加え欧米豪旅行者の増加が期待される。

・観光ルートの創造

実行委員会内に設置された部会により観光資源の磨き上げ、強みとなるストーリーが見える化され売れるルートが構築される。

自治体、広域連携DMO、民間事業者などとともに
西のゴールデンルートアライアンスを設立（R6.5）



令和5年度

各会計決算概要

1. 健全化判断比率等の概要について	1～2
2. 令和5年度実質収支に関する調書	3～4
3. 令和5年度普通会計決算状況カード	5～6
4. 令和5年度における主要施策の成果説明	7～24
5. 令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）及び入湯税が充てられる経費	25



高崎市

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

令和5年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1	歳入総額	24,530,785	3,404,887	48,955	391,546
2	歳出総額	23,927,157	3,392,320	48,955	384,202
3	歳入歳出差引額	603,628	12,567	0	7,344
4	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額	77,907			
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	77,907	0	0	0
5	実質収支額	525,721	12,567	0	7,344
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		下水道事業 特別会計	三島航路事業 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1	歳入総額	3,897,640	36,447	497,393	122,715
2	歳出総額	3,709,634	28,602	429,809	122,715
3	歳入歳出差引額	188,006	7,845	67,584	0
4	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5	実質収支額	188,006	7,845	67,584	0
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

令和5年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		農業機械銀行 特別会計			
1	歳 入 総 額	169,522			
2	歳 出 総 額	152,566			
3	歳 入 歳 出 差 引 額	16,956			
4	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1) 継続費運次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0			
5	実 質 収 支 額	16,956			
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1	歳 入 総 額	8,569,105	33,099,890
2	歳 出 総 額	8,268,803	32,195,960
3	歳 入 歳 出 差 引 額	300,302	903,930
4	翌年度へ繰り越すべき財源		
	(1) 継続費運次繰越額	0	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0	77,907
	(3) 事故繰越繰越額	0	0
	計	0	77,907
5	実 質 収 支 額	300,302	826,023
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金	0	0

令和5年度決算状況

都道府県名	長崎県	コード番号	422100	市町村類型	I-1
		ふりがな	いきし	2年度交付税	種地
		市町名	吉崎市	種地区分	1-1

人	口	面積	人口密度	人口集中地区	産業構造					
					区分	第1次	第2次	第3次		
国調	2年	24,948人	km ²	人/km ²	就業人口	2年	1,933人	1,731人	7,741人	
	27年	27,103人	139.42	178.94		国調	16.9%	15.2%	67.9%	
	22年	29,377人	市町村の沿革(合併状況)			27年	2,657人	1,945人	8,402人	
	増減率	△7.9% △7.7%	平成16年3月1日、次の4町の新設合併により市制施行			国調	20.4%	15.0%	64.6%	
住民基本台帳	R6.1.1	24,360人	郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町							
	R5.1.1	24,956人								

区分	令和5年度	令和4年度	区分	指標等	指定団体等の状況	
1 歳入総額 A	千円 24,626,444	千円 24,139,487	基準財政需要額	千円 11,853,711	・財政再建	
2 歳出総額 B	24,005,860	23,444,825	基準財政収入額	千円 2,648,065	・不交付 ・低開発	
3 歳入歳出差引額 A-B C	620,584	694,662	標準財政規模	千円 12,510,327	・農工 ○	
4 翌年度に繰り越すべき財源 D	77,907	171,525	財政力指数	0.220	・産炭 ○	
5 実質収支 C-D E	ア 542,677	ア 523,137	経常収支比率	※(95.5) % 95.1	・法適過疎 ○	
実質収支比率	4.34 %	4.14 %	公債費比率	— %	・県単過疎 ○	
6 単年度収支 F	ア-イ 19,540	ア-イ △222,759	債務負担行為を含む公債費比率	— %	・離島 (全域一部) ○	
7 積立金 G	270,031	403,632	起債制限比率	— %	・辺地 (全域一部) ○	
8 繰上償還金 H	0	0	積立金現在高	千円 9,931,685	・半島地域	
			内訳	財調基金	1,843,077	・テクノ
			減債基金	1,366,735	・事務の共同	
			その他	6,721,873	・処理の状況	
9 積立金とりぐずし額 I	385,000	0	地方債現在高	千円 23,794,507	・消防	
10 実質単年度収支 F+G+H-I J	△95,429	180,873	債務負担行為額	千円 336,054	・ごみ処理	
収益事業収入額			＜財政健全化指標＞	%	・し尿処理	
徴税費率	6.1 %	7.0 %	実質赤字比率	—	・介護保険	
			連結実質赤字比率	—	・小学校関係	
			実質公債費比率	7.6	・中学校関係	
			将来負担比率	18.5	・山林関係	
					・火葬場	
					・税務事務	
					・その他()	

一般職員等(普通会計) R6.4.1現在				特別職員		
区分	職員数 A	給料月額 B	一人当り支給月額 B/A	区分	改定実施年月日	給料(報酬)月額
一般職員	299人	千円 91,214	円 305,064	市町長	H20.5.1	千円 800(1人)
技能労務職員	2	498	249,000	副市町長	H20.5.1	640(1人)
教育公務員	27	8,975	332,407	教育長	H20.5.1	576(1人)
消防職員	62	17,871	288,242	議会議長	H21.8.7	380(1人)
臨時職員				議会副議長	H21.8.7	330(1人)
				議会議員	H21.8.7	300(14人)
合計	390	118,558	303,995			

公営事業等の状況	事業名	法適用の有無	普通会計からの繰入額		事業名	法適用の有無	普通会計からの繰入額	
			千円	千円			千円	千円
	国民(事業勘定)	有(無)	12,568	330,959	下水道(公共下水)	有(無)	49,625	220,843
	国保(直診勘定)	有(無)	0	23,907	下水道(漁業集落)	有(無)	17,768	92,540
	後期高齢者医療事業	有(無)	7,346	129,211	三島航路事業	有(無)	0	39,492
	介護保険(保険勘定)	有(無)	188,007	573,893	水道事業	有(無)	△48,570	228,757
	“(介護サービス勘定)	有(無)	7,846	0				

※「経常収支比率」欄の上段()は、減税補てん債及び臨時財政対策債を計算式の分母から除いた比率

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	市制施行20周年記念事業	8,209,922	7,923,916	0	286,006	各岐市市制施行20周年記念事業 7,923,916
	自治公民館費	40,783,000	35,460,900	0	5,322,100	自治公民館運営費等交付金 8,024,500
						行政協力事務交付金 20,346,000
						安全・安心のまちづくり交付金 7,090,400
	まちづくり協議会費	84,234,000	76,068,310	0	8,165,690	集落支援員設置業務 47,519,056
						まちづくり交付金 28,549,254
	文書広報費	8,000,000	7,997,000	0	3,000	ホームページリニューアル事業 7,997,000
	財産管理費	133,369,000	114,302,137	0	19,066,863	郷ノ浦港鎌崎地区整備事業 61,368,337
						旧かたばる病院関連施設解体工事【R4繰越】 52,933,800
	企画費	4,400,000	4,400,000	0	0	コミュニティ助成事業 4,400,000
	交通対策費	180,565,000	178,904,208	0	1,660,792	乗合タクシー運行業務 3,657,238
						本土通院等航路運賃支援事業 7,652,970
						地方バス路線維持費 74,965,000
						離島航空路線確保対策 92,629,000
ふるさと応援寄附金	1,357,529,000	1,335,946,757	0	21,582,243	ふるさと応援寄附金事業 458,303,557	
					ふるさと応援基金積立金 877,643,200	
地域振興推進費	15,000,000	15,000,000	0	0	ウルトラマラソン運営費補助金 15,000,000	
SDGs推進事業	22,000,000	22,000,000	0	0	SDGs推進事業 22,000,000	
地域創生費	52,662,935	48,105,410	0	4,557,525	総合計画策定業務 3,960,000	
					自治基本条例見直し業務 944,350	
					定住奨励事業 31,772,000	
					Uターン促進短期滞在費補助金 273,100	
					島外通勤・通学者交通費助成事業 6,690,960	

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
総務費	地域創生費					成婚奨励金事業	200,000
						ふれあい交流事業	2,192,000
						結婚新生活補助金	2,073,000
	外部人材活用促進事業	12,700,000	12,699,500	0	500	地域創生に関する研究開発支援業務	4,999,500
						エンゲージメント型共創推進事業	5,500,000
						沓岐なみらい研究所運営支援業務	2,200,000
	Power-To-Gas実用化推進事業	60,382,000	60,381,200	0	800	沓岐市におけるRE水素システム実証試験業務	60,381,200
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業	503,867,000	460,204,431	0	43,662,569	国境離島航路・航空路運賃軽減事業	75,740,109
						滞在型観光割引事業	67,177,000
						雇用機会拡充事業	211,254,000
						離島輸送コスト支援事業（農林）	62,160,790
						離島輸送コスト支援事業（水産）	43,872,532
	情報管理費	81,104,000	80,111,328	0	992,672	総合行政ネットワーク通信設備更新事業	67,980,000
自治体DX推進事業						12,131,328	
地域情報通信推進事業費	42,060,000	41,179,600	0	880,400	ケーブルテレビ設備更新事業	8,492,000	
					ケーブルテレビ加入者宅用機器購入費	17,397,600	
					ケーブルテレビ加入者宅用機器購入費【R4繰越】	15,290,000	
新型コロナウイルス感染症対応事業費	303,610,519	283,860,837	0	19,749,682	航路利用者燃料油価格変動調整金支援事業	7,245,860	
					沓岐市公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金	4,715,000	
					観光需要喚起対策事業補助金【R4繰越】	60,762,830	
					沓岐市物価高騰対策産品等消費拡大支援事業【R4繰越】	9,350,000	
					生活物資等運送支援事業	5,900,000	
					低所得者世帯給付金（住民税非課税世帯4.390世帯×3万円）	131,700,000	
					障害福祉サービス施設等価格高騰対策支援事業	4,959,000	

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
総務費	新型コロナウイルス感染症対応事業費					児童福祉施設等価格高騰支援事業	1,379,000
						医療・介護施設等価格高騰支援事業	20,708,000
						畜産経営体質強化飼料高騰緊急対策支援事業費補助金	24,903,350
						農業生産価格高騰対策事業【R4繰越】	492,370
						堆肥利用推進対策事業【R4繰越】	1,688,380
						米販売価格緊急対策事業【R4繰越】	6,648,029
						農産物出荷資材価格高騰対策事業【R4繰越】	3,409,018
	物価高騰対応重点支援事業費	552,653,000	468,763,133	75,677,793	8,212,074	プレミアム付き商品券発行事業【R6へ繰越】	69,682,207
						観光交通インフラ支援事業	3,810,000
						非課税世帯臨時追加給付金（住民税非課税世帯3,737世帯×7万円）【R6へ繰越】	261,590,000
						住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金（781世帯×10万円）【R6へ繰越】	78,100,000
						低所得者支援給付金（こども加算分）【R6へ繰越】	31,650,000
						肉用牛経営緊急支援費補助金	20,055,730
						農業生産価格高騰対策事業	2,276,446
肉用牛肥育経営安定特別対策事業	1,598,750						
民生費	民生委員協議会運営事業	7,226,000	7,220,000	0	6,000	2024年度版民生委員・児童委員手帳購入	57,000
						単位民生委員児童委員協議会運営費補助金	7,163,000
	社会福祉協議会運営事業費	36,259,000	36,259,000	0	0	単位民生委員児童委員協議会事務局運営費委託料	4,200,000
						社協ボランティアセンター事業補助金	687,000
						社協心配ごと相談事業補助金	355,000
						社協法人運営費補助金	31,017,000
	障害者福祉総務費	3,665,000	3,123,009	0	541,991	配食サービス事業	1,927,003
						就労B型アセスメント支援委託	78,520
						県障害者スポーツ協会負担金	365,700

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
民生費	障害者福祉総務費					県障害者スポーツ大会補助金 569,211 心身障害者福祉タクシー助成 91,560 障害者（児）交通費助成事業 91,015
	障害者自立支援給付事業	7,499,269	4,908,016	0	2,591,253	身体障害者補装具給付費 4,908,016
	障害者自立支援医療事業	10,080,000	7,838,180	0	2,241,820	療養介護医療費 7,838,180
	障害者地域生活支援事業	9,107,000	8,090,981	0	1,016,019	障害者日常生活用具給付費 8,090,981
	特別障害者手当等給付事業	2,244,790	2,244,790	0	0	障害児福祉手当 2,244,790
	老人福祉費	17,584,109	16,883,484	0	700,625	敬老祝金 4,710,000 三島航路乗船カード交付事業 1,009,440 シルバー人材センター 4,000,000 敬老事業 7,164,044
	在宅福祉事業費	8,993,000	8,241,200	0	751,800	外出支援サービス事業 8,241,200
	還暦事業費	1,301,411	1,137,951	0	163,460	還暦行事 1,137,951
	入湯券等助成事業費	11,535,000	7,494,300	0	4,040,700	はり灸等券助成（老人） 4,029,900 入湯券助成（老人） 3,464,400
	老人クラブ事業費	7,863,000	7,358,200	0	504,800	老人クラブ活動支援事業 7,358,200
	介護保険事業費	15,152,000	15,152,000	0	0	介護人材確保対策事業 15,152,000
	新型コロナウイルス関連事業	1,892,000	558,600	0	1,333,400	新型コロナウイルス感染症介護サービス相互支援事業 558,600
	児童福祉総務費	166,126,500	158,046,600	0	8,079,900	出産祝金事業 9,600,000 病児・病後児保育事業 10,287,900 子育て支援拠点事業 10,259,000 放課後児童健全育成事業 32,647,175 放課後児童クラブ運営支援事業 9,475,000 乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 48,807,742

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
民生費	児童福祉総務費					障害児施設措置費（給付費等） 36,969,783
	児童措置費	607,973,000	597,738,100	0	10,234,900	特例給付児童手当 860,000
						施設等受給者児童手当 360,000
						児童手当 311,635,000
						児童扶養手当 128,956,100
						子育て世帯生活支援特別給付金 26,150,000
						ひとり親世帯生活支援特別給付金 23,700,000
						私立保育所給付費負担金 92,052,960
						副食費助成金 412,000
						小規模保育施設公定価格負担金 6,724,020
副食費助成事業 164,000						
保育料無償化事業 6,724,020						
衛生費	母子保健事業	17,368,375	15,840,745	0	1,527,630	不妊治療費助成金 1,450,123
						母子保健健診事業 14,390,622
	出産・子育て応援事業	14,475,625	14,149,110	0	326,515	出産・子育て応援給付金 11,250,000
						「生まれてくれて”ありがとう”」事業 2,899,110
	保健衛生総務費	14,795,000	14,794,920	0	80	救急医療運営費 14,794,920
	がん検診事業費	47,754,750	46,357,731	0	1,397,019	がん検診事業 46,357,731
	一般予防接種事業	60,011,000	57,833,968	0	2,177,032	一般予防接種事業 57,833,968
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	102,005,000	92,147,324	0	9,857,676	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 92,147,324
環境衛生費	62,740,000	60,807,400	0	1,932,600	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成事業 52,000	
					海岸漂着物回収運搬処理業務 42,002,400	
					野犬捕獲業務 4,068,000	
					吉岐葬斎場施設管理業務 14,685,000	

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
衛生費	清掃総務費	5,926,000	5,830,000	0	96,000	沓崎市最終処分場等水質検査業務	5,830,000
	塵芥処理費	469,922,338	467,951,961	0	1,970,377	ごみ袋作成	23,915,824
						沓崎市リサイクルセンター管理運営業務	24,096,600
						ごみ袋等取扱業務	2,862,664
						トレイ等分別作業	4,180,000
						一般廃棄物処理業務	243,317,800
						古紙等資源化処理業務	37,400,000
						主要道路空き缶空き瓶等回収業務	1,379,833
						不法投棄物撤去処理業務	1,170,840
						たかのはら憩いの森公園管理等業務	1,824,900
沓崎市クリーンセンター環境影響調査業務						6,875,000	
沓崎市クリーンセンター施設保守点検等業務	13,915,000						
沓崎市クリーンセンター補修工事	57,970,000						
沓崎市クリーンセンター火災復旧工事【R4繰越】	40,260,000						
沓崎市クリーンセンター塵芥車等購入	8,783,500						
し尿処理費	132,442,000	132,342,650	0	99,350	勝本町自給肥料供給センター特殊設備保守管理業務	9,867,000	
					勝本町自給肥料供給センター環境影響調査業務	3,476,000	
					勝本町自給肥料供給センター水中ポンプ更新工事	8,140,000	
					沓崎市汚泥再生処理センター環境影響調査業務	6,413,000	
					沓崎市汚泥再生処理センター補修等工事	104,446,650	
合併処理浄化槽設置整備費	37,477,000	37,203,000	0	274,000	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	37,203,000	
農林水産業費	農業振興費	35,040,000	32,531,730	0	2,508,270	農業生産価格高騰対策事業費補助金	29,545,730
						特定地域づくり事業	2,986,000
	有害鳥獣被害防止対策事業費	21,417,000	13,552,271	0	7,864,729	タイワンリス捕獲	13,552,271

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
農林水産業費	出合いの村管理費	25,000,000	25,000,000	0	0	出合いの村管理費 25,000,000
	経営所得対策費	13,104,000	13,078,917	0	25,083	経営所得安定対策推進事業 13,078,917
	農地保有合理化促進対策費	2,826,000	2,825,500	0	500	農地流動化奨励補助金 2,825,500
	畜産振興総務費	17,707,000	16,972,497	0	734,503	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 15,306,000
						堆肥利用推進対策事業 1,666,497
	農村整備費	51,109,000	51,109,000	0	0	土地改良区経常経費補助金 51,109,000
	県営事業費	11,840,000	11,840,000	0	0	農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）負担金 11,840,000
	団体営事業費	66,642,000	66,642,000	0	0	農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 42,300,000
						水利施設等保全高度化事業補助金（基幹ストマネ） 24,342,000
	多面的機能支払交付金事業	118,183,000	118,182,336	0	664	多面的機能支払交付金 118,182,336
	中山間地域等直接支払交付金事業	186,200,000	186,199,719	0	281	中山間地域等直接支払交付金 186,199,719
	環境保全型農業直接支払交付金事業	18,012,000	17,455,800	0	556,200	環境保全型農業直接支払交付金 17,455,800
	水産業総務費	43,027,000	36,006,584	0	7,020,416	沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金 10,999,768
						磯焼け対策協議会負担金 25,006,816
沓岐栽培センター管理費	31,171,000	31,171,000	0	0	沓岐栽培センター管理 13,307,000	
					海水冷却ユニット更新整備 17,864,000	
水産業振興費	100,579,000	56,693,266	0	43,885,734	漁業近代化資金等利子補給費 4,210,651	
					漁業系廃棄物処理対策費 592,000	
					漁業者育成事業 0	
					漁場監視活動事業 11,135,000	
					水産資源調査事業 176,000	
					漁獲安定共済事業 1,479,257	
					漁船近代化機器導入事業 2,478,000	
					漁船損害補償事業 3,210,508	

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
農林水産業費	水産業振興費					漁業指導士活動事業 80,000 漁業用燃油対策事業 26,376,428 磯根資源回復促進事業 780,510 漁業生産緊急支援事業 6,174,912
	水産業振興総合対策事業費	1,645,000	1,620,000	0	25,000	新たにチャレンジ水産経営応援事業 1,620,000
	離島漁業再生支援交付金事業	255,790,000	243,787,401	0	12,002,599	離島漁業再生支援交付金 243,787,401
	漁業就業者確保育成総合対策事業	15,823,000	11,911,985	0	3,911,015	担い手体験取組事業 1,501,618
						受け皿づくり事業 456,367
						技術習得支援事業 4,316,000
						認定漁業者支援事業 5,638,000
	水産多面的機能発揮対策支援事業	2,703,000	2,225,350	0	477,650	水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金 2,225,350
	芦辺港ターミナル整備事業	194,254,000	142,821,100	47,642,400	3,790,500	芦辺港ターミナル整備工事
						測量設計業務（駐車場等整備）【R4繰越】 17,039,500
改修工事（ターミナルビル改修） 30,782,400						
改修工事（駐車場等整備）【R6へ繰越】 94,999,200						
漁村再生交付金事業	209,443,000	209,184,800	0	258,200	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事	
					新規整備工事 160,446,000	
					新規整備工事【R4繰越】 48,738,800	
水産物供給基盤機能保全事業	31,675,000	31,674,500	0	500	石田漁港（久喜地区）機能保全工事 更新整備工事 31,674,500	
漁港海岸事業	50,000,000	49,856,400	0	143,600	箱崎前浦漁港海岸（恵美須地区）海岸メンテナンス工事	
					維持補修工事【R4繰越】 49,856,400	
商工費	商工振興費	48,404,000	40,941,948	0	7,462,052	地域商社運営費等 27,391,948
						ふるさと就職支援事業 13,550,000

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
商工費	観光振興費	110,085,000	106,504,000	0	3,581,000	首都圏向け情報発信強化事業 5,599,000 滞在型観光促進プロジェクト事業 6,845,000 島外スポーツ団体等誘致促進助成金 12,957,000 スポーツ大会等開催助成事業補助金 3,150,000 吉岐行き教育旅行推進事業 9,538,000 吉岐市観光連盟運営費補助金 37,800,000 イベント振興事業補助金（吉岐サイクルフェスティバル・吉岐の島新春マラソン大会） 10,545,000 吉岐島観光需要安定化対策事業 20,070,000
	観光施設管理費	30,706,000	29,190,700	0	1,515,300	海水浴場監視 12,518,000 筒城浜ジョギングコース改修工事 8,252,200 イルカ購入費 8,420,500
土木費	道路維持費	193,680,840	192,460,980	0	1,219,860	施設修繕料 50,227,655 市道環境管理 33,968,000 機械類借上料 9,365,410 維持補修工事 63,048,700 維持補修材料費 15,517,315 市道維持管理業務 20,333,900
	道路橋りょう新設改良費	980,152,854	639,172,303	339,754,700	1,225,851	●道路改良費（補助） 改修工事【R4繰越】 218,433,200 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事【R4繰越】 ・ 1級市道住吉湯ノ本線道路改良工事【R4繰越】 ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事（初山西）【R4繰越】 ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事（若松）【R4繰越】 ・ 2級市道半城里線道路防災安全工事【R4繰越】

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道芦辺浦中央線交通安全施設整備工事【R4繰越】 ・ 市道西間杓子松線交通安全施設整備工事【R4繰越】 ・ 市道大清水3号線（大清水橋）橋梁補修工事【R4繰越】 <p>測量設計業務【R4繰越】 23,411,200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道鶴亀中央線道路防災安全工事【R4繰越】 ・ 2 級市道住吉長峰線道路防災安全工事【R4繰越】 ・ 1 級市道芦辺浦中央線交通安全施設整備工事【R4繰越】 ・ 市道下ル町1号線（新川橋）橋梁補修工事【R4繰越】 ・ 市道大清水3号線（大清水橋）橋梁補修工事【R4繰越】 <p>改修工事【R6へ繰越】 110,812,200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道黒崎線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 1 級市道鶴亀中央線道路防災安全工事【R6へ繰越】 ・ 1 級市道初山中央線交通安全施設整備工事（若松）【R6へ繰越】 ・ 市道青嶋線（青嶋大橋）橋梁補修工事 ・ 市道下ル町1号線（新川橋）橋梁補修工事 ・ 市道大清水3号線（大清水橋）橋梁補修工事 ・ 2 級市道住吉長峰線道路防災安全工事【R6へ繰越】 ・ 1 級市道片原中央線道路防災安全工事【R6へ繰越】 ・ 2 級市道片原梅津線道路防災安全工事【R6へ繰越】 ・ 1 級市道芦辺浦中央線交通安全施設整備工事【R6へ繰越】 ・ 1 級市道商高国分線交通安全施設整備工事【R6へ繰越】 <p>測量設計業務【R6へ繰越】 44,340,900</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道錦線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 2 級市道左京鼻線道路改良工事【R6へ繰越】

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・ 2級市道住吉長峰線道路防災安全工事 ・ 壱岐市道路橋定期点検 ・ 壱岐市道路トンネル定期点検 ・ 市道鯛ノ原峯田1号線（鯛ノ原橋）橋梁補修工事【R6へ繰越】 ・ 市道高松線（高松橋）橋梁補修工事【R6へ繰越】 ・ 2級市道谷江本線（川口橋）橋梁補修工事【R6へ繰越】 ・ 市道下ル線（中央橋）橋梁補修工事【R6へ繰越】 <p>土地購入費 274,754</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事 <p>水道管布設替補償費 9,930,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事 <p>●道路改良費（単独）</p> <p>改修工事 5,745,300</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道住吉しめの元線道路改良工事 <p>測量設計費 286,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道新郷ノ浦港線（常盤橋）橋梁補修工事（定期点検業務） <p>●道路改良費（起債）</p> <p>改修工事【R4繰越】 68,674,100</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道銀台線道路改良工事【R4繰越】 ・ 1級市道町ノ先線道路改良工事【R4繰越】 ・ 1級市道住吉船橋線道路改良工事【R4繰越】

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・ 市道郡線道路改良工事【R4繰越】 改修工事【R6へ繰越】 132,737,200 ・ 1級市道銀台線道路改良工事 ・ 1級市道田ノ上線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 市道神ノ前1号線道路改良工事 ・ 1級市道住吉船橋線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 1級市道山崎線道路改良工事 ・ 1級市道商高国分線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 1級市道新城諸津線道路改良工事 ・ 市道前目1号線道路改良工事 ・ 市道郡線道路改良工事 ・ 市道獅子の子坂1号線道路改良工事【R6へ繰越】 ・ 市道小場2号線道路改良工事 ・ 市道水畑線道路改良工事 ・ 市道西間4号線道路改良工事【R6へ繰越】 測量設計費 14,823,600 ・ 2級市道津ノ宮線道路改良工事 ・ 1級市道深江筒城線道路改良工事 ・ 1級市道初山中央線道路改良工事 ・ 市道中山線道路改良工事 土地購入費 2,923,761 ・ 1級市道田ノ上線道路改良工事 ・ 2級市道津ノ宮線道路改良工事 ・ 1級市道商高国分線道路改良工事

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・市道獅子の子坂1号線道路改良工事 ・市道西間4号線道路改良工事 水道管布設替補償費 6,455,000 <ul style="list-style-type: none"> ・1級市道住吉船橋線道路改良工事 ・市道小場2号線道路改良工事 ・市道水畑線道路改良工事 電柱移設替補償費 325,088 <ul style="list-style-type: none"> ・1級市道田ノ上線道路改良工事 ・1級市道新城諸津線道路改良工事
	県営事業費	9,667,000	7,210,200	0	2,456,800	県営道路整備事業費 7,210,200
	河川管理費	3,122,000	3,121,800	0	200	維持補修工事 3,121,800 <ul style="list-style-type: none"> ・普通河川原田川河川維持工事
	急傾斜地崩壊対策事業費	52,191,000	8,054,200	40,167,800	3,969,000	改修工事【R6へ繰越】 3,922,200 <ul style="list-style-type: none"> ・しめのお(2)地区急傾斜地崩壊対策工事【R6へ繰越】 ・新町地区急傾斜地崩壊対策工事 ・水ノ浦(1)地区急傾斜地崩壊対策工事【R6へ繰越】 測量設計費 2,310,000 <ul style="list-style-type: none"> ・しめのお(2)地区急傾斜地崩壊対策工事 ・水ノ浦(1)地区急傾斜地崩壊対策工事 県営急傾斜崩壊対策事業 1,822,000
	港湾管理費	16,473,000	13,973,000	2,500,000	0	県営港湾整備事業負担金【R6へ繰越】 13,973,000
	勝本港埋立事業	130,000,000	44,700,000	85,300,000	0	勝本港埋立工事 新規整備工事【R6へ繰越】 44,700,000
	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	39,205,000	5,911,800	33,293,000	200	郷ノ浦港ターミナル整備工事

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業					設計業務（ターミナルビル設計） 1,911,800 測量設計業務（駐車場等整備）【R6へ繰越】 4,000,000 改修工事（ターミナルビル改修）【R6へ繰越】 0
	公園管理費	37,298,000	37,289,900	0	8,100	施設管理業務 19,802,100 勝本総合運動公園野球場改修工事 17,487,800
	安全・安心な住環境づくり支援事業	25,000,000	22,778,000	0	2,222,000	住宅リフォーム支援事業 18,994,000 老朽危険家屋除去支援事業 1,384,000 3世代同居・近居促進事業 2,400,000
	住宅建設費	232,200,000	231,342,600	0	857,400	改修工事 222,195,000 ・永田団地改修工事 ・古城団地改修工事 解体工事 9,147,600 ・三本松住宅解体工事
	常備消防費	152,539,000	152,538,100	0	900	高機能消防指令センター総合整備事業 152,538,100
消防費	消防団運営費	34,325,000	34,324,250	0	750	団員報酬 34,324,250
	消防施設費	18,024,000	18,023,500	0	500	小型動力消防ポンプ 3台購入 7,243,500 小型動力消防ポンプ軽積載車 2台購入 10,780,000
	離島留学生ホームステイ事業	40,458,000	28,444,445	0	12,013,555	離島留学生ホームステイ費 25,559,825 吉岐高校離島留学生交通費 2,131,620 いきっこ留学生移住支援費 753,000
教育費	小学校施設整備事業	23,465,000	23,108,800	0	356,200	渡良小学校屋内運動場照明設備改修工事 6,028,000 勝本小学校法面吹付工事 3,498,000 盈科小学校外2校間仕切り設置工事 4,695,900 石田小学校外2校空調設備工事 4,288,900

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	小学校施設整備事業					盈科小学校特別教室棟屋外階段改修工事 4,598,000	
	中学校施設整備事業	29,552,000	29,027,900	0	524,100	郷ノ浦中学校屋内運動場屋根等改修工事 29,027,900	
	社会教育総務費	1,122,000	1,122,000	0	0	市地域婦人会連絡協議会補助金 1,122,000	
	青少年育成費		8,639,200	8,639,200	0	0	市青少年健全育成連絡協議会運営補助金 960,000
							各種青少年大会出場補助金 6,698,000
							子ども夢プラン応援補助金 981,200
	生涯学習推進費	4,100,000	3,866,852	0	233,148	地域子ども教室推進事業委託費 3,866,852	
	公民館費	658,000	645,000	0	13,000	学級講座講師謝礼金（公民館教室） 645,000	
	沓岐文化ホール管理 費		66,104,880	66,017,380	0	87,500	施設管理業務 11,220,000
							夜間警備業務 8,448,000
							空調設備保守管理 4,070,000
							消防設備点検 1,375,000
							特殊設備保守管理 6,806,580
	沓岐文化ホール大ホール舞台機構改修工事 34,097,800						
郷ノ浦図書館管理費	196,000	135,000	0	61,000	図書ボランティア等育成支援事業 135,000		
石田図書館管理費	124,000	111,600	0	12,400	図書ボランティア等育成支援事業 111,600		
一支国博物館管理費	119,774,000	117,892,641	0	1,881,359	一支国博物館管理 49,948,921		
					改修工事(自動火災報知設備・直流電源装置・照明制御装置・映像設備・自動ドア開閉装置・浄化槽ブローア) 29,243,720		
					一支国博物館活用推進事業 38,700,000		
文化財保護管理	988,000	520,000	0	468,000	沓岐神楽保存会補助金 136,000		
					指定文化財保護管理費補助金 384,000		
市内遺跡発掘調査事業	7,627,354	7,627,354	0	0	遺跡発掘調査外業作業員・室内整理作業員報酬 6,188,464		
					発掘調査報告書等印刷製本 1,438,890		
重要文化財保存修理事業	3,314,000	3,307,700	0	6,300	重要文化財保存修理 3,307,700		

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	史跡等総合活用整備 事業	3,206,000	3,205,400	0	600	勝本城跡石垣3次元測量 3,205,400
	原の辻遺跡活用推進 事業	26,400,000	26,400,000	0	0	原の辻一支国王都復元公園指定管理 26,400,000
	保健体育総務費	1,080,000	662,000	0	418,000	総合型地域スポーツクラブ運営費補助金 662,000
	体育振興費	2,028,000	1,923,551	0	104,449	各種スポーツ全国大会等出場費補助金 514,000 地区スポーツ行事奨励補助金 1,409,551
	学校給食運営費	3,461,000	3,460,600	0	400	給食センター洗浄室床改修工事 3,460,600
	学校給食費支援事業	66,664,000	66,074,100	0	589,900	宕岐市学校給食費支援事業補助金 66,074,100
災害復旧費	公共土木施設災害復 旧費（現年災補助）	108,000,000	69,128,300	25,000,000	13,871,700	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）【R4繰越】 57,773,900 ・災害復旧工事【R4繰越】 公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）【R6へ繰越】 11,354,400 ・災害復旧工事【R6へ繰越】
	公共土木施設災害復 旧費（現年災単独）	32,064,000	8,376,500	12,000,000	11,687,500	公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）【R4繰越】 7,312,800 ・災害復旧工事【R4繰越】 公共土木施設災害復旧事業（現年災単独）【R6へ繰越】 0 ・災害復旧工事【R6へ繰越】 1,063,700 ・測量設計費

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
国民健康保険事業	賦課徴収費	722,000	721,270	0	730	ファイナンシャル・プランニング業務 721,270
	特定健康診査等事業費	36,284,000	24,231,681	0	12,052,319	特定健診委託料 24,231,681
介護保険事業	介護予防・生活支援サービス事業費	149,783,000	109,121,548	0	40,661,452	介護予防配食サービス事業(総合事業対象者・要支援認定者) 19,311,018
						高額介護サービス費 103,674
						自立支援訪問サービス負担金 25,047,206
						自立支援通所サービス負担金 47,517,880
						自立支援通所サービス(A型)負担金 17,141,770
	介護予防ケアマネジメント事業費	19,548,000	12,112,590	0	7,435,410	介護予防ケアマネジメント負担金 12,112,590
包括的支援事業費	13,992,000	13,992,000	0	0	総合窓口設置業務 13,992,000	
任意事業費	24,482,000	22,768,582	0	1,713,418	介護予防配食サービス事業(介護認定者) 22,768,582	

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明		
				翌年度へ 繰越額	不要額			
					未払額		差引残額	
下水道事業	公共下水道事業（一般管理費）	10,560,000	0	0	10,560,000	0	地方公営企業法適用業務委託【企業会計へ移行】	0
	公共下水道事業（施設整備費）	77,480,000	69,696,900	0	6,765,000	1,018,100	中央水処理センター脱水機附属装置更新工事	7,892,500
							本町東地区マンホールポンプ更新工事	9,621,700
							本町東地区マンホールポンプ電気設備更新工事【企業会計へ移行】	4,400,000
							彦岐市公共下水道施設改築実施設計(詳細設計)業務	6,629,700
							中央水処理センター脱水機附属装置更新工事【R4繰越】	30,586,000
							北部中継ポンプ場汚水送水ポンプ更新工事【R4繰越】	8,895,000
							八畑マンホールポンプ場監視通報装置更新工事【R4繰越】	1,672,000
	漁業集落排水整備事業（一般管理費）	4,180,000	0	0	4,180,000	0	地方公営企業法適用業務委託【企業会計へ移行】	0
	漁業集落排水整備事業（施設整備費）	55,829,000	55,828,300	0		700	山崎地区機械設備改修工事(3工区)	761,200
山崎地区電気設備改修工事(3工区)							9,295,000	
芦辺地区機械設備改修工事(1工区)							24,745,600	
芦辺地区電気設備改修工事(1工区)							21,026,500	

※下水道事業に係る未払額については、令和6年4月1日から地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により引継ぎ。

【参考資料】

令和5年度地方消費税交付金（社会保障財源化分） 及び入湯税が充てられる経費

1. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	343,035 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,001,134 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,099,617	763,003	1,100	3,004	94,275	238,235
	高齢者福祉事業	57,280	0	2,400	9,171	4,911	40,798
	児童福祉事業	21,285	217	5,000	4,600	1,825	9,643
	母子福祉事業	1,171	0	0	0	101	1,070
	生活保護扶助事業	743,646	504,364	0	7,736	63,756	167,790
	小計	1,922,999	1,267,584	8,500	24,511	164,868	457,536
社会保険	介護保険事業	560,659	42,608	0	100	48,068	469,883
	国民健康保険事業	258,576	143,070	0	22	22,169	93,315
	小計	819,235	185,678	0	122	70,237	563,198
保健衛生	高齢者医療事業	578,878	95,743	0	24,051	49,630	409,454
	疾病予防対策事業	104,192	4,668	3,000	1,500	8,932	86,092
	医療提供体制確保事業	575,830	0	0	0	49,368	526,462
	小計	1,258,900	100,411	3,000	25,551	107,930	1,022,008
合計		4,001,134	1,553,673	11,500	50,184	343,035	2,042,742

2. 入湯税

（歳入）	入湯税	3,183 千円
（歳出）	観光振興及び観光施設の整備に要する経費	126,256 千円

【観光振興及び観光施設の整備に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	入湯税	その他
観光振興事業		126,256	16,865	15,500	12,182	3,183	78,526
合計		126,256	16,865	15,500	12,182	3,183	78,526

議案第42号

壱岐市行政組織条例の一部改正について

1 改正の概要

第2条に規定する各部の分掌事務について見直しを行い、行政ニーズへの対応とより効率的な行政運営を図るため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

- (1) 「総合計画に関すること。」を企画振興部から総務部へ移管する。
- (2) 企画振興部の所掌事務として「市民協働に関すること。」を明記する。
また、現在総務部SDGs未来課で所管している「エネルギー政策に関すること。」を企画振興部へ移管する。
- (3) 「高齢者福祉に関すること。」を市民部から保健環境部へ移管する。

3 施行日

令和7年1月1日

4 参考

議案第43号

壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

1 改正の概要

令和6年5月24日付けで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第188号）等が公布され、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務（以下「外国人事務」という。）が準法定事務と規定されたことから、条例への規定の必要性が喪失したため、別表から削除する。

2 主な改正内容

（1）法令の改正により、条例別表第1の2項及び別表第2の2の項を削除。

3 施行日

令和6年10月1日より施行する。

4 参考

（1）準法定事務の規定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）において、外国人事務が法別表23の項の下欄に掲げる事務（生活保護法（昭和25年法律第144号）による事務）に準ずる事務として規定されている。

議案第44号

壱岐市へき地保育所設置条例の一部改正について

1 改正の概要

壱岐市立へき地保育所のうち、壱岐市立柳田保育所、壱岐市立志原保育所について、令和7年3月31日をもって閉所するため、条例を改正するもの。

2 主な改正内容

壱岐市へき地保育所設置条例第2条の表中、壱岐市立柳田保育所の項、壱岐市立志原保育所の項を削る。

3 施行日

令和7年4月1日

4 参考

別添「資料1」のとおり

令和6年度 保育所児童数

資料1

①【認可保育所児童数】

令和6年4月1日現在

【保育所名】	定員	①人数	②年齢別						③在園率 (6年度)	備考
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1 武生水保育所	130	134	8	17	16	32	31	30	103.1%	
2 勝本保育所	70	41	3	5	17	16	—	—	58.6%	
3 芦辺保育所	100	85	9	13	17	22	13	11	85.0%	
4 八幡保育所	60	27	—	1	6	4	8	8	45.0%	
5 石田こども園	200	131	7	15	24	29	20	36	65.5%	
小計(A)	560	418	27	51	80	103	72	85	74.6%	
6 吉岐保育園	50	49	2	12	12	13	7	3	98.0%	
合計(B)	610	467	29	63	92	116	79	88	76.6%	

※定数の2割増しまで受け入れ可能

②【へき地保育所児童数】

【保育所名】	定員	①人数	②年齢別						③在園率 (6年度)	備考
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1 柳田保育所	40	21	—	—	—	4	4	13	52.5%	
2 志原保育所	40	0	—	—	—	0	0	0	0.0%	※休園
3 三島保育所 (長島分園・原島分園含む)	30	0	—	—	—	0	0	0	0.0%	※休園
合計(C)	110	21	0	0	0	4	4	13	19.1%	

注1) 令和6年度 <令和7年3月末 閉所予定(柳田・志原保育所)>

③【小規模保育事業所児童数】

【保育所名】	定員	①人数	②年齢別				③在園率 (6年度)	備考
			0歳	1歳	2歳	3歳		
1 まごころ保育園	19	18	1	6	11	0	94.7%	
2 こどもの家	19	18	0	6	10	2	94.7%	
3 めぐみ保育園	19	17	4	11	2	0	89.5%	
4 めぐみ心の保育園	19	22	0	0	12	10	115.8%	
合計	76	75	5	23	35	12	98.7%	

議案第45号

壱岐市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の概要

令和5年6月9日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）のうち、国民健康保険被保険者証（健康保険証）の廃止に関する改正規定（同法第10条）の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、被保険者証に関する規定の改正を行うものである。

2 主な改正内容

- (1) マイナンバー法等の一部改正法の施行に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第92号）第9条第2項に規定する「被保険者に係る被保険者証の交付」が「被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供」に改められる。壱岐市国民健康保険条例第13条には「被保険者証の返還」に関し規定していることから当該部分を改正するもの。
- (2) 第4条、第5条、第9条の改正規定は、条例中の字句及び表記の改正を行うもの。

3 施行日

令和6年12月2日

ただし、上記2（2）に係る部分は公布の日に施行する。

4 参考

被保険者証の廃止に伴う新たな書面の交付

令和6年12月2日以降は、これまでの被保険者証（紙の保険証）を新たに発行・交付ができなくなります。既に交付されている被保険者証は、有効期限まで使用が可能です（最長で令和7年7月31日まで）。今後は、マイナンバーカードを保険証として利用すること（マイナ保険証）で医療機関での受付等を行うこととなりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方及びマイナ保険証の利用登録をしていない方には、資格確認書（これまでの保険証と同じ情報を記載したもの）を職権で交付しますので、これまでと同様に医療機関での受付等を行っていただくようになります。